

SPC 認証機関認定基準

ver.1

2024 年 10 月 15 日
改訂：2025 年 3 月 17 日

一般社団法人 サステナブル経営推進機構

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-14-8

目次

1. はじめに.....	3
2. SPC 認証機関の認定手順	3
3. 用語の定義.....	3
4. 認証機関への制裁.....	4
5. 認証機関に対する要求事項	4
5.1 一般要求事項.....	4
5.2 認定	4
5.3 認定のための書類審査	4
5.3.1 認定申請の条件	4
5.3.2 認定申請	5
5.3.3 申請の受付と書類審査.....	5
5.3.4 書類審査.....	5
5.4 認定情報の公開	6
5.5 認定の継続	6
5.5.1 サーベイランス審査	6
5.5.2 更新審査.....	6
5.5.3 不適合対応	6
5.6 変更の申請	7
5.7 認証機関が認定の一時停止、又は取下げを希望した場合.....	7
5.8 認定の一時停止及び取消し	7
5.8.1 認定の一時停止.....	7
5.8.2 認定の一時停止の解除.....	8
5.8.3 認定の取消し	8
5.9 認証機関の権利と義務	8
5.9.1 権利.....	8
5.9.2 義務.....	8
付録.....	10

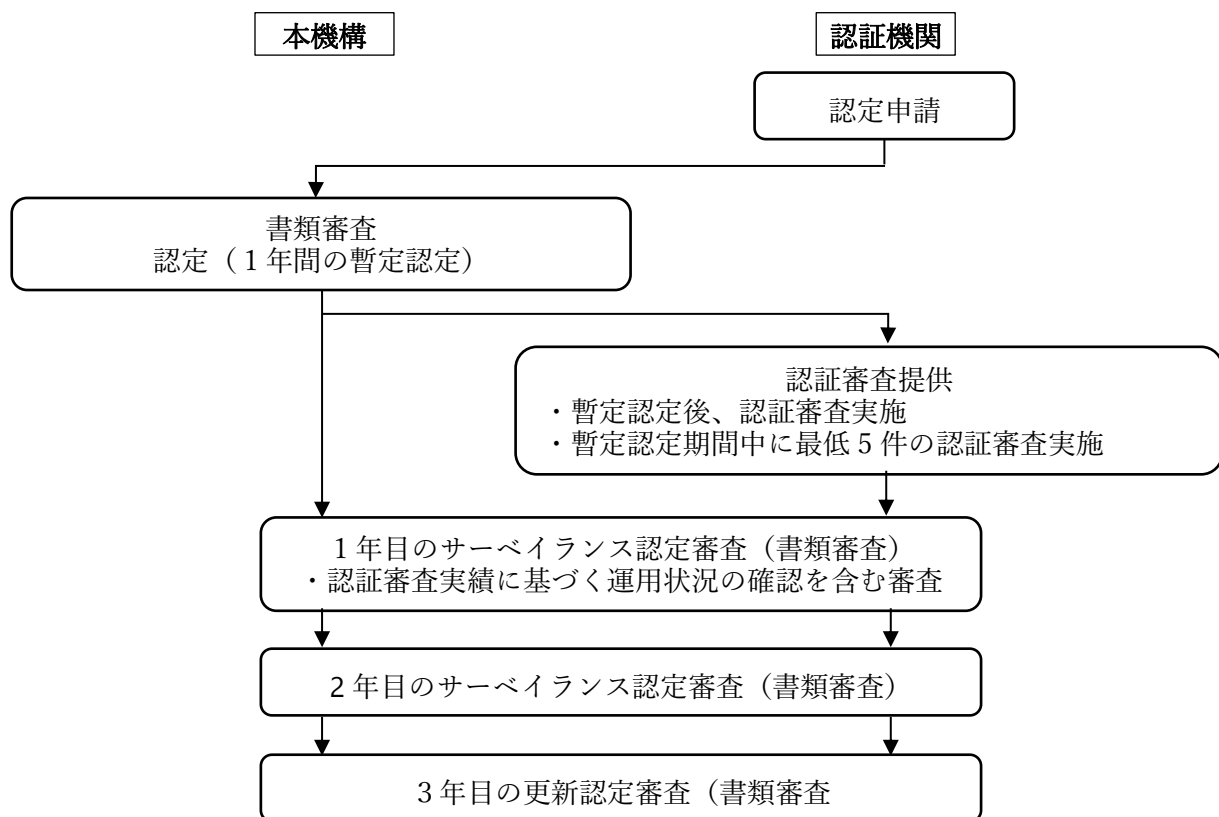
1. はじめに

SPC 認証プログラムは、ISO マネジメントシステム認証ベースのプログラムを提供し、SPC 認証は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、本機構という）に認定された SPC 認証機関が提供する。本文書は、SPC 認証機関認定基準を定めている。

2. SPC 認証機関の認定手順

SPC 認証機関の認定手順を以下に示す。

【SPC 認証機関の認定手順】



3. 用語の定義

用語の定義は、ISO/IEC 17021-1 及び ISO/IEC 17021-1 が引用する規格に記載の定義のほか、以下の用語の定義を適用する。

- (1) 認証機関：SPC 認証のための基準を用いて、認証事業所のプラスチックリサイクルプロセスを審査し認証する第三者をいう。
- (2) 書類審査：未認定の認証機関が、SPC 認証を実施するために本機構に申請し、申請書類に基づき認証機関の適格性を判断する審査。

- (3) 更新審査：有効期限 3 年の認定の更新のための審査。
- (4) サーベイランス審査：認証機関が継続的に認定の要求事項を満たしていることを監視するための、1 年毎に実施する審査。
- (5) 臨時審査：変更、苦情等に伴う臨時の審査。

4. 認証機関への制裁

- (1) 本機構は、SPC 認証機関に対する要求事項に従わず、SPC 認証プログラムの完全性と信頼を失うと判断した認証機関を調査及び／又は臨時審査を実施する。
- (2) 本機構は、調査及び／又は臨時審査に基づき、認証機関に必要な制裁を指示する。制裁には以下が含まれるが、これに限定されない。
 - a. 認定の一時停止
 - b. 認定の取り消し

5. 認証機関に対する要求事項

5.1 一般要求事項

認証機関は、本認定基準、ISO/IEC 17021-1 及び本機構が発行するその他の義務づけられた文書を含む SPC 認証プログラムの要求事項に従って認証管理システムを管理しなければならない。

認証機関は、認証事業所が SPC 認証基準の要求事項に適合していることを確認する認証手順を持たなければならない。

5.2 認定

- (1) 認証機関は、SPC 認証活動を行う資格を得るために、本機構に認定取得を申請しなければならない。申請に基づく書類審査の結果、SPC 認証機関として適切と判定された場合、認証機関を暫定で認定する。暫定の認定は 12 か月間有効であり、認証機関は 12 か月以内に、少なくとも 5 件の認証を行わなければならない。
- (2) 認証機関は、認定を維持するために、少なくとも 5 件の認証を維持しなければならない。
- (3) 本機構により認定の一時停止又は取り消しの措置を受けた認証機関は、本機構が指定する期間内は新たに申請することはできない。

5.3 認定のための書類審査

5.3.1 認定申請の条件

- (1) 認定の申請ができるのは、以下の要件を満たす機関とする。

- a. 日本において法人格を持つ。
 - b. ISO/IEC 17021-1 に基づく有効な認定を有し、ISO 9001 及び／又は ISO 14001 の認定において、認定範囲分類 12 分野（化学）、14 分野（ゴム製品、プラスチック製品）及び 24 分野（再生業）の認定を有する。
 - c. 認定範囲分類 12 分野（化学）、14 分野（ゴム製品、プラスチック製品）の審査の力量を持つ審査員を 20 名以上有すること。尚且つ、それらの複合審査ができること。
 - d. 制度として確立している GHG 検証又はグリーン認証等の機関として登録されている。
 - e. その他、本機構が要求する要件を満たす。
- (2) 申請する認証機関は、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力ではなく、かつ、その要員が暴力団員（暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者も含む）、暴力団準構成員ではないこと。さらに、反社会的勢力によって経営を支配されている、あるいは反社会的勢力が経営に実質的に関与していることがないこと。認定申請受理後又は認定後に本項に抵触していることが判明した場合、本機構は当該機関に関する申請プロセスを中止又は認定を取り消す。

5.3.2 認定申請

- (1) 認証機関は、本機構が定める「認証機関認定申請書」（以下、申請書という）に従って、必要書類を本機構に提出する。
- (2) 認証機関は、申請により、以下の事項に同意するものとする。
- a. 本認定基準及び関連する要求事項を遵守し、認証機関の評価に必要なすべての情報を提供する。
 - b. SPC 認証プログラムにより要求される義務を遵守する。申請及び申請後の活動において、認証機関が SPC 認証プログラムにより要求される内容を遵守しない場合、申請の却下、認定活動の中止、認定の一時停止・取消し等につながることもある。

5.3.3 申請の受付と書類審査

- (1) 本機構において申請書類を確認した上で申請を受付け、書類審査を実施する。
- (2) 本機構は、申請を受付け後、申請及び審査に関する費用を請求する。万一、書類審査開始前に申請の取下げがあった場合でも、費用は請求する。
- (3) 申請を受理できない場合は、理由を説明して申請書類を返却する。
- (4) 書類審査にて、認証機関としての適格性が判定された場合は、1 年を期限とする暫定の認定を供与する。
- (5) 認定された認証機関のみが SPC 認証活動を実施できる。

5.3.4 書類審査

本機構は、以下の通り、書類審査を実施する。

- (1) 認証機関から提出された申請書類に対し、認定基準の要求事項との適合性を審査する。
- (2) 不適合がある場合、認証機関に処置を要求する。

- (3) 書類に重大な不適合があり、処置に時間を要する又は処置が難しいと判断した場合は、書類審査を中断し、認定しないと判断する場合がある。
- (4) 申請書類のみでは確認できない事項がある場合、事務所に訪問して確認する場合がある。
- (5) 必要な場合は処置内容を含め、書類審査の結果、適格性があると判断した場合は認定する。認定の結果は、認証機関に通知する。
- (6) 認定は、1 年を期限とする暫定の認定となる。1 年以内に 4.2 (1)の条件を満たさない場合は、認定が抹消される。

5.4 認定情報の公開

本機構は、認定された認証機関の情報をホームページで公開する。

5.5 認定の継続

5.5.1 サーベイランス審査

- (1) 認定された認証機関は、初回認定登録及び更新登録後の 1 年後及び更に 1 年後に、本機構によりサーベイランス審査を受けなければならない。
- (2) サーベイランス審査は、書類確認により行う。
- (3) 初回認定登録後の 1 年目に実施するサーベイランス審査では、認証審査実績に基づく運用状況の確認を含め審査する。本サーベイランス審査において、認定の維持が決定された場合は、暫定の認定から正式な認定となり、認定期間は初回認定から 3 年後に変更となる。
- (4) 認定を維持しないと決定された場合は、認定の一時停止若しくは認定の取消しの扱いとなる。

5.5.2 更新審査

- (1) 初回認定から 3 年目の有効期限までに、更新審査を受けなければならない。
- (2) 更新審査は、サーベイランス審査と同様とする。
- (3) 不適合に対する処置を含め、認証機関の適格性が確認された場合、有効期限を起点として新たに 3 年間の認定を供与する。

5.5.3 不適合対応

- (1) 書類確認において確認を要する事項が検出された場合は、認証機関に対して、回答を要請する。
- (2) 書類確認において不適合があった場合は、次の通り、認証機関に是正処置を要請する。
 - a. 重大な不適合の場合：指摘日から 3 か月以内に不適合の範囲及び根本原因の分析、不適合を解決するために講じた具体的な処置を含む是正処置を要請する。
 - b. 軽微な不適合の場合：指摘日から 1 か月以内に不適合の範囲及び根本原因の分析、不適

合を解決するために計画した具体的な処置を含む是正処置を要請する。

- (3) 合意された期限までには是正完了を確認できない場合は審査打ち切りとなることがある。
- (4) 重大な不適合が検出された場合は、講じられた処置の効果的な実施の証拠を要求するか、及び／又は是正処置の有効な実施を検証するために事務所への訪問を含むフォローアップ審査を行う場合がある。

5.6 変更の申請

- (1) 認証機関は、認定申請書に記載の事項及び以下の事項を含む認証機関の状態又は運営に影響を与える変更を遅滞なく本機構に通知しなければならない。
 - a. 法律上、商業上、所有権上、組織上の地位。
 - b. 組織、トップマネジメント。
 - c. 土地や建物を含む施設。
- (2) 本機構は、変更届の内容を確認し、確認結果を通知する。本機構が臨時の審査が必要と認めた場合は、臨時審査を実施する。

5.7 認証機関が認定の一時停止、又は取下げを希望した場合

認証機関が何らかの理由により、認証業務を中止する場合には、その旨本機構に申し出なければならない。認証機関は、認証業務中止による市場への影響を最小限にするよう努力し、そのための方策に関して本機構に報告する。本機構は認証機関の対応の妥当性を判断し、必要な処置を指示する。

5.8 認定の一時停止及び取消し

5.8.1 認定の一時停止

認証機関において下記の事態となった場合、本機構は認定を一時停止することができる。一時停止の期限は6か月を超えることはできない。一時停止中は、認証活動を提供できない。

- (1) 重大な認定基準又は指針の違反、若しくは審査における重大な不適合に対し、合意した期間内に是正処置の完了を確認できない。
- (2) 本機構への通知・報告義務を意図的に怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合。
- (3) 本機構の規定に基づく立入りを拒否、妨害、又は忌避し、若しくは本機構の規定による質問に対して、正当な理由なしに陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合。
- (4) 第三者適合性評価制度に対する市場の信用を失墜させると本機構が判断した場合。
- (5) 認定要求事項が守られない場合。
- (6) 料金の請求に対し、支払われない場合。
- (7) その他合理的な理由により、本機構が認定の縮小又は一時停止が妥当と判断した場合。

5.8.2 認定の一時停止の解除

認定の一時停止に対し、是正処置等で一時停止の理由が解消され、認証機関から一時停止解除の申し出があった場合、本機構は臨時審査により是正処置等を確認し、一時停止を解除する。

5.8.3 認定の取消し

認証機関において、4.8.1 の事態に加えて、下記の事態となった場合、本機構は認定を取消することができる。

- (1) 認証機関において、認定の一時停止の条件に該当し、本機構が要求した期間内に修正、及び／又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合。

5.9 認証機関の権利と義務

5.9.1 権利

認証機関は以下の権利を有するものとする。

- (1) 認証機関は、本機構から、審査と認定の手順の詳細を記述した文書、認定のための要求事項を記述した文書並びに認証機関の権利及び義務について記述した文書の提供を受けることができる。
- (2) 認証機関は、本機構の認定に関する判定結果に異議がある場合には、異議申立てをすることができる。
- (3) 認証機関は、本機構の認定業務に係わる事項に関して、苦情を申し出ることができる。

5.9.2 義務

認証機関は、本機構に対して以下の義務を負うものとする。

- (1) 認定基準、指針及び本手順の該当する要求事項に適合する。認定の要求事項に変更があった場合は、それに適応することに同意する。
- (2) 認定審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、初回申請、サーベイランス審査、更新審査、臨時審査、及び苦情の解決のために必要な文書の調査、並びに審査に必要な場所への立ち入り、記録（内部監査報告書を含む）の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。認定の要求事項を満たしていることを確認するために必要な、認証機関の要員、場所、設備、情報、文書及び記録へのアクセスを提供する。
- (3) 認証機関は認証事業所に本機構が指定する形式で認証文書を発行する。
- (4) 認定に基づく権利を、本機構の評価を損なうような方法で利用しない。また、認定に関して誤解を招く又は許可されていないと本機構がみなすような表明を行わない。
- (5) 認定審査の結果の如何にかかわらず、本機構が請求する認定審査のための料金を支払う。また、認定登録された後は、認定の維持のための料金を負担する。なお、支払われた料金は本機構の責に帰す場合を除き返却されない。

- (6) 認証事業所に関する初回登録、変更、一時停止及び取消しの情報を遅滞なく本機構に報告する。
- (7) 認証機関の認定に関わる重大な変更を遅滞なく本機構に通知する。
- (8) 本機構から照会された、認証機関への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力する。認証機関は、当該機関に対する異議申立て、苦情及びそれらに対する処置を記録し、本機構が要請した場合は閲覧できるようにする。
- (9) 認証事業所の SPC 認証との関連が疑われる事象（例えば、情報漏えい）について、その事実関係に関する本機構からの問合せに回答する。該当する場合は、その認証に関する認証機関としての対応状況を本機構に報告する。

以上

付録

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
ver.0	2024 年 10 月 15 日	-	制定。
ver.1	2025 年 3 月 17 日	-	改訂。